特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

綾部市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるための十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

京都府綾部市長

公表日

令和7年5月7日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	地方税法及び市税条例に基づく軽自動車税に関する事務
③システムの名称	市町村基幹業務支援システム（軽自動車税システム）、団体内統合宛名システム、中間サーバ、市町村基幹業務支援システム（軽自動車税システム）（標準準拠システム）

2. 特定個人情報ファイル名
軽自動車税賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1　情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表　第48項及び第50条 2　情報提供の根拠 情報提供は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画総務部　税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-0502

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1　☎0773-42-4235

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	書類については、施錠できる保管庫に保管し、保存年限を設け職員立ち合いの上、廃棄処分をしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月20日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　梅原　正巳	税務課長　大槻　一郎	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成30年4月20日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日　時点	平成30年4月1日　時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　①部署	総務部　税務課	企画総務部　税務課	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役	税務課長　大槻　一郎	税務課長	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
平成31年4月26日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
平成31年4月26日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	
令和2年5月1日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施
令和2年5月1日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	評価の再実施
令和3年6月18日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務部　総務課　情報管理担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和4年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和5年6月13日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　総務課 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-0502	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連絡先	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-3280（代表）	企画総務部　税務課　市民税担当 〒623-8501　京都府綾部市若竹町8番地の1 ☎0773-42-4235	事後	
令和6年5月28日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和6年5月28日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	市町村基幹業務支援システム（軽自動車税システム）、団体内統合宛名システム、中間サーバ	市町村基幹業務支援システム（軽自動車税システム）、団体内統合宛名システム、中間サーバ、市町村基幹業務支援システム（軽自動車税システム）（標準準拠システム）	事前	
令和7年5月7日	Ⅰ-3. 個人番号の利用　法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1第16項	番号法第9条第1項　別表24項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年5月7日	Ⅰ-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第2第27項	1　情報照会の根拠 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表　第48項及び第50条 2　情報提供の根拠 情報提供は行わない。	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	
令和7年5月7日	Ⅳリスク対策　8. 人手を介在させる作業　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年5月7日	Ⅳリスク対策　8. 人手を介在させる作業　判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインの留意事項等を遵守している。	事後	
令和7年5月7日	Ⅳリスク対策　11. 最も優先度が高いと考えられる対策		8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年5月7日	Ⅳリスク対策　11. 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年5月7日	Ⅳリスク対策　11. 当該対策は十分か　判断の根拠		書類については、施錠できる保管庫に保管し、保存年限を設け職員立ち合いの上、廃棄処分をしている。	事後	